

第 1 号議案

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 5 月 2 8 日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会  
会 長 小 林 悟

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約  
香芝市地域公共交通活性化協議会規約（平成22年10月21日施行）の一部を次のように改正する。  
第14条第2項中「香芝市市民環境部生活安全課」を「香芝市生活安全部生活安全課」に改める。

附 則  
この規約は、令和3年5月28日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事務局)</p> <p>第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、香芝市生活安全部生活安全課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、香芝市市民環境部生活安全課に置く。</p> <p>3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>